20　　年　　月　　日

研究開発成果取扱い方針及び取扱い等報告書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

　理　事　長　　　殿

住　　所

名　　称

氏　　名

　20　年　　月　　日付け委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　　　　」に係る、研究開発成果の取扱い方針、各研究開発成果についての取扱い及びその判断理由に関して、業務委託契約約款第２８条の３の規定により、下記のとおり報告します。

記

１．プロジェクトとしての研究開発成果の権利化／秘匿化／公表等の取扱い方針(注1）

例）

▲▲装置の●●技術については、差別化の源泉であるため、権利化する。

○○の製造技術については、重要な条件等のノウハウを有しているため、プロジェクト参加者限りとし、秘匿化する。

□□のプログラムについては、より良い進化・深化を狙い、OSSとして、公表する。

２．各研究開発成果についての権利化／秘匿化／公表等の取扱い及びその判断理由(注2)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 成果名 | 成果概要 | 取扱い | 取扱いとした判断理由 | 備考 |
| 例1 | ●●技術 | ▲▲装置の●●技術 | 権利化 | ▲▲装置の●●技術は、１．で示すよう、権利化する方針のため | 特許、米、中、欧 |
| 例2 | ○○製造技術 | ○○を製造するための◆の設定 | 秘匿化 | ◆の設定は、重要な条件であるため | 5年、PJ参加者限り |
| 3 |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  契約管理番号 |  ○○○○○○○○－○ |

(注1）・知財運営委員会が設置されている場合、原則第１回目の知財運営委員会において審議、決定した取扱い方針を、本様式の１回目の提出時に記載すること。

・本様式の２回目以降の提出時は、前回と同様の事項を記載すること。

・内容に変更があった場合は、冒頭に【変更】とし、かつ変更箇所が分かるように、新しい取扱い方針を記載すること。

(注2）・自者の成果のみ記載すること（再委託先、共同実施先含む）。

・成果概要欄には、秘匿化する情報自体（例えば製造方法の詳細等）は、記載しないこと。

・取扱い欄には、取扱いの種類（権利化、秘匿化、公表等）を記載すること。

・取扱いとした判断理由欄は、１．の取扱い方針に基づき記載すること。

・備考欄には、権利化の場合は権利の種類（特許、意匠、等）及び出願対象国、秘匿化の場合は秘匿期間及びアクセス範囲（自者のみ、プロジェクト参加者のみ、等）を、それぞれ記載すること。